

(案)

平成31年2月8日

精華町長 木村 要 様

精華町公共施設等使用料審議会長 小沢 修司

公共施設使用料等の在り方について（答申）

平成30年7月6日付け30精財第67号で貴職から諮問のあった「公共施設の使用料等設定基準の在り方」について、当審議会で慎重に審議を重ねた結果を、精華町公共施設使用料等審議会条例第2条の規定に基づき別紙のとおり答申します。

別紙

本審議会は、諮問を受けて精華町の公共施設使用料等設定基準の在り方について審議を行った。対象とした精華町における公共施設は、いずれもその開設当初以来、使用料等を大きく見直すことなく今日まで至っており、また、町内公共施設間で統一的な使用料の設定基準がないことから、それぞれの施設で料金体系や減免規定の設定に違いがあるという状況にある。また、いずれの施設も開設から概ね20年程度が経過しており、本審議会でも現地視察や担当部署からの聞き取りを実施した結果、維持補修が必要な箇所が多く見受けられるなど大規模改修や長寿命化対策が必要な時期に差しかかっている状況にあることが確認できた。

公共施設を維持運営していくためには、当然にそのための費用が必要となるが、これを支えているのが使用料（受益者負担）であり税（公費負担）である。

使用料等についてはこれまで大きな見直しが一度もなされていない一方、行政を取り巻く環境は社会情勢等により年々変化しており、公共施設自体も、人口構成、住民ニーズ、機能面、その他様々な要因により今後その役割や求められる考え方が変化していく可能性がある。

こうしたことから、本審議会に諮問のあった内容は、この答申の以後においても定期的な検証に努められたい。

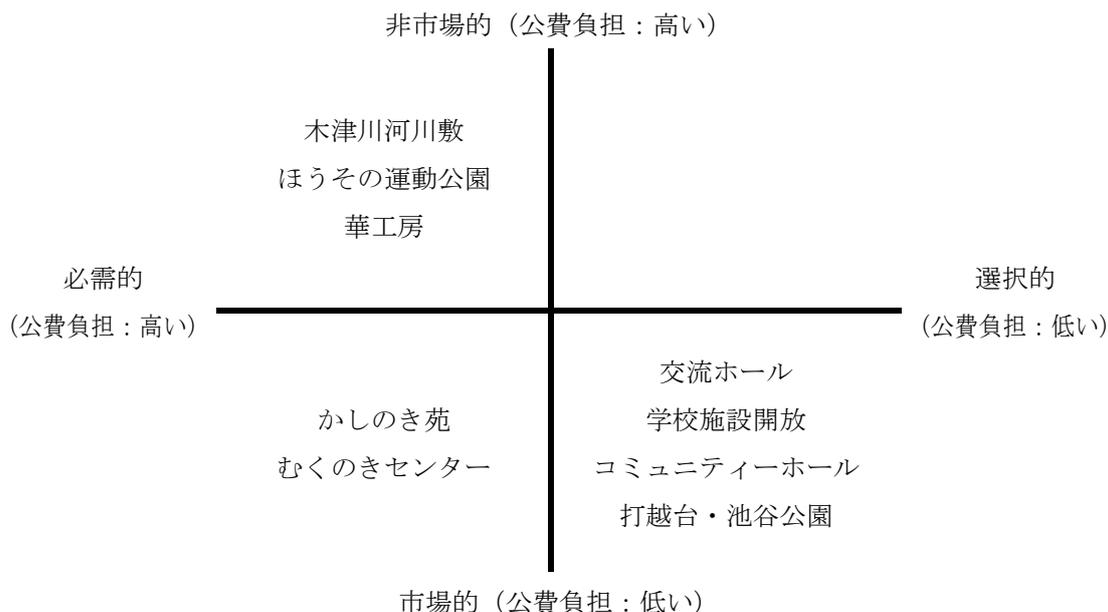
1. 施設の公費負担（受益者負担）割合について

公共施設に要する費用は、使用料と税を財源に支えているところ、その適切な負担割合を求めることが必要である。負担割合を求めるためには、公共施設に要する費用をまず明らかにしなければならない。冒頭に記載したとおり、精華町の公共施設は、開設から概ね20年程度が経過した施設が多く、現状においても維持補修が必要な箇所が多々見受けられ、さらに大規模改修などが必要な時期に差しかかっている。公共施設が住民の利用に供され、長く活用されるためのものとするには、維持管理費のみならず施設の資本費も含めた総費用で考えることが、将来にわたって公共施設を維持する責任を果たす観点からも必要である。

次に、公共施設にかかる費用を使用料と税とでどう分かち合うかについては、各公共施設の設置目的・施設の性格に応じて分類することが妥当である。具体的には、行政以外の代替可能性があるかどうかという市場性の観点、住民生活上の不可欠性という必需性の観点を、複合的に組み合わせ使用料と税の負担割合を検討するものとした。

なお、この負担割合を求めるにあたっては、各公共施設を行政施策のなかでどのように位置づけ、また、予定されている各公共施設の大規模改修にかかる費用も踏まえ、公費と受益者のあるべき負担割合を求めることが本来は必要である。しかし、これまで大きな見直しを経ることなく今日まで至っている現状では、急激すぎる変化が必要となりかねないことや、大規模改修など今後委ねるべき部分も多くあることから、利用状況、施設にかかる収支状況など現時点での状況を前提とし、本審議会では現地視察等も踏まえて各施設の当面目指すべき姿としての負担割合を下表のとおり求めた。

具体的な料金設定はこの分類により貴町で決定されたいが、見直し後の利用状況、施設の収支状況の変化等を踏まえ、定期的な検証に努められたい。



2. 料金体系

次に、当該施設の利用者が負担する使用料の料金体系についても、現時点では各公共施設間で相違がある。公共施設を利用する利用者間の公平性という観点も踏まえ、主に下記内容について料金体系を統一されたい。

(1) 平日単価と休日単価

平日勤務の多い勤労者にとっては休日利用が主のため同一単価であることが公平であること、昨今は定年退職者など平日利用できる方も増えてきているため休日に利用が集中するとも限らないこと、使用に際して生じる費用に平日と休日で基本的に差はないことなどから、平日と休日単価は同一単価で統一することを妥当とする。

(2) 加算（追加）料金の設定

施設全体にかかる費用から標準的な使用形態での使用料を算定したとすると加算料金を設定する必要はないこと、費用と其对価の使用料等は基本的に年度単位で捉え、冷暖房費は年間を通して基本使用料に含めることとして差し支えないことなどから、標準的な施設使用形態に伴い使用する備品設備等の使用料は基本使用料に含めることを妥当とする。

ただし、屋外照明のように昼夜間で明らかに使用に際して生じる費用が異なる場合や、標準的な施設使用形態の範囲を超える特殊なものは基本使用料とは別に料金設定することを妨げない。

(3) 割引割増設定

全時間使用割引は、費用と其对価の使用料という対応関係において公平とはいえず使用する時間に応じた負担が必要であり、これを廃止することを妥当とする。

営利用は、一般利用と区別して現状のとおり割増設定を妥当とする。

町外利用は、町内予約を一定期間経た後でもなお利用申込のない時間枠について、施設の有効活用や広域的な交流促進のために割増設定を行わないことを妥当とする。

3. 減免規定について

減免規定は、本来は使用料で負担する部分を施設の設置目的等に応じて一定の政策的配慮により当該使用料部分を公費負担するものであり、補助金支出と同様に公費を投入しているという観点から客観的かつ厳密な取扱いで統一されたい。

具体的には、登録制度等によって適用団体を事前認定することで、申請窓口等で減免適用の適否を個別判断することを回避すること、適用基準や適用団体について公表すること、個人単位の要件は個人での使用が前提の料金に限って適用するなどの取扱いを妥当とする。

以 上